

携帯電話事業者の運用データ等の 適正な有効利用に関する検討会 報告書 概要

2013年6月28日

一般社団法人
電気通信事業者協会

背景・目的

- 総務省情報通信審議会答申（「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」平成24年7月25日）では、「アクティブデータ戦略」の具体的な方策の一つとして「官民のデータのオープン化、各種データを横断的に活用できる環境の整備」のため、電気通信事業者において保有されている運用データ等について、個人情報等に配慮しつつ活用するための検討の場の設置や街づくり・防災等への利活用のためのガイドライン策定支援を提言。
- これを受けて、位置登録（基地局）情報及びそれに関連する情報の活用の在り方、上記情報を活用するに当たって留意すべき事項等について関係する事業者間で検討し、その結果を取りまとめ、発表することを目的とする。

TC Aにおいて外部有識者等を含めた検討会を移動電話委員会により主催することとし、併せて、当該検討会への対処方針の事業者間調整、関係省庁との対応、事務局業務等の担当部会を新設。

主な検討事項

- ① 通信事業者（情報提供者サイド）が保有する運用データ等の利活用の現状と課題
- ② 自治体（情報利用者サイド）から見た要望と課題
- ③ 抽出された課題を踏まえた必要な対応
 - ・ 位置登録（基地局）情報及びそれに関連する情報の活用の在り方（活用の目的及び用途に係る要件等）
 - ・ 上記情報を活用するに当たって留意すべき事項（特に、個人情報やプライバシー等への配慮の在り方）

検討スケジュール

- 平成25年2月から同年6月にかけて、5回の会合を開催。

第1回：平成25年2月 8日（金）	ビッグデータに関する総務省の取組紹介、事業者の取組紹介 等
第2回：平成25年2月28日（木）	第1回検討会の振り返り、自治体（情報利用者サイド）の取組 等
第3回：平成25年4月 4日（木）	これまでの検討内容と今後の論点（案）、検討会報告書骨子（案） 等
第4回：平成25年5月16日（木）	検討会報告書（たたき）についての意見交換
第5回：平成25年6月20日（木）	検討会報告書（案）についての意見交換、取りまとめ

1. 検討会構成員等名簿

有識者

(座長)	堀部 政男	一橋大学名誉教授
(座長代理)	廣松 毅	情報セキュリティ大学院大学教授
	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
	森川 博之	東京大学先端科学技術研究センター教授

地方公共団体

	大高 利夫	藤沢市 総務部参事兼IT推進課長
--	-------	------------------

電気通信事業者

	吉澤 和弘	(株)NTTドコモ 取締役常務執行役員 経営企画部長
	古賀 靖広	KDDI(株) 渉外・広報本部 渉外部長
	吉野 充信	ソフトバンクモバイル(株) 渉外本部 渉外企画部長

オブザーバー

	齋藤 晴加	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課長
	池田 満	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課 課長補佐
	森里 紀之	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政課 課長補佐

事務局

	矢橋 康雄	一般社団法人電気通信事業者協会 業務部長
	永谷 将	KDDI(株) 渉外・広報本部 渉外部 ネットワーク企画調整グループ 課長

2. 運用データ等について

運用データ等の種類・範囲

- 運用データとは、電気通信サービスを提供する過程で発生するデータの総称であり、電気通信事業者が電気通信サービスを提供する上で必要となる各種データ。

※GPS位置情報等、電気通信事業者が電気通信サービスを提供する過程で通常発生・取得しないデータは運用データに含まないが、利用者の有効な同意を取得する等適切な配慮を行うことにより、運用データ以外の情報を新たに取得して利活用することも可能である。運用データの取扱いを検討するに当たっては、こうした状況を踏まえ、これらのデータについても運用データ等として本検討会の検討対象に含めることとした。

- 運用データ等の種類・範囲は多種多様であり、また、常に変化していくため、厳密な定義を行うことは困難だが、携帯電話事業者の場合、例えば、以下のような種類が存在すると整理。

運用データ等関連する情報の種類（例）

○契約者の属性情報：氏名、年齢、性別、住所等の情報

○位置情報

- ・位置登録情報：着信を可能とするため等の目的で、ネットワーク上での端末の所在地を携帯電話の基地局単位・交換局単位で把握するため、端末から自動的に携帯電話基地局に送られる情報
- ・ハンドオーバー位置情報：端末が接続する携帯電話基地局・交換局を切り替えることにより生成される情報
- ・Wi-Fi位置情報：Wi-Fi通信を行うため、端末と周囲のアクセスポイントとの間で交換される情報を使って生成される、端末の具体的所在地を示す情報
- ・GPS位置情報：GPS機能により端末の具体的所在地を示す情報であり、基本的に事業者による能動的取得が必要となる情報

○通信履歴：利用者が電気通信を利用した日時、当該通信の相手方その他の利用者の通信に係る情報であって通信内容以外のもの。類似する情報として、CDR(Call Detail Record)という表記があるが、その定義は携帯電話事業者各社によって異なる。

○通信内容：通話の内容そのものや電子メールの本文等

○設備情報：基地局の置局情報等

我が国における運用データ等に関連した検討の状況

- 携帯電話事業者等の運用データ等に関連しては、これまでも、総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」や、モバイル社会研究所「モバイル空間統計による社会・産業の発展に関する研究会」等において、検討が進められてきたところ。

我が国における運用データ等の利活用の現状

- 我が国においては、運用データ等の利活用はあまり進んでおらず、サービス活用等に向けた学術研究・実証実験等の取組が中心。例えば、以下のような事例が存在。

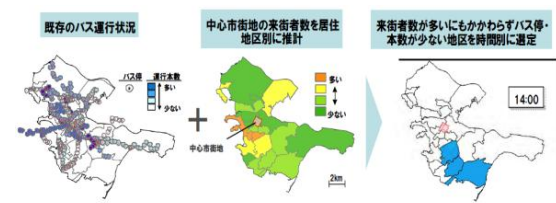
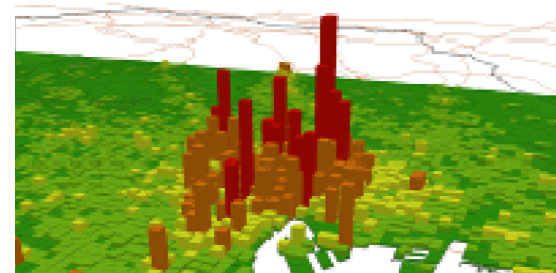
○NTTドコモ「モバイル空間統計」

位置登録情報を利用し、基地局エリア毎の携帯電話台数を利用者の属性別に集計することによって、人口の地理的分布を推計したもの。地域毎の人口分布や、性別・年齢層別・居住エリア別の人口構成などを知ることが可能。

(共同研究の実例)

【まちづくり分野（東京大学との共同研究）】

モバイル空間統計による人口変動推計と、人口変動と都市空間の関係性を分析し、都市空間の有効利用の分析とをあわせることで、中心市街地の来街者数を居住地区別に推計。中心市街地への公共交通サービス需要の把握に活用。



【防災分野（工学院大学との共同研究）】

首都直下地震が発生した場合の帰宅困難者数の推計を行い、各市区町村の特徴や課題抽出、対策の検討をあわせて行うことで、東京都における帰宅困難者数の推計に活用。



○KDDI「auスマートパススタンプカードサービス」

auスマートパス内で提供されるスタンプカードサービスに連動して利用者の同意を取得した上で、CDRに含まれる位置情報（「通信の場所」の情報）を活用。

マーケティングやサービス向上を図っており、移動経路・行動範囲を分析したエリアマーケティングへの活用に向けて実証実験を実施中。



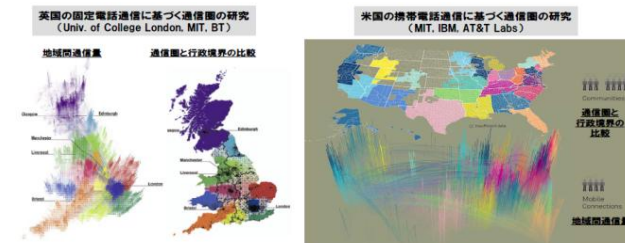
諸外国における運用データ等の利活用の現状

- 近年、諸外国においても運用データ等に係る研究活動が活発化しており、これら情報を利用したマーケティング情報の提供ビジネスなど、商用活用も行われつつあるところ。例えば、以下のような事例が存在。

【公的分野】

○BT (英国)

ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン(UCL)、マサチューセッツ工科大学(MIT)と共同で、CDRの統計処理に基づく通信圏と行政境界を比較し、行政境界の見直しが必要か等を研究。米国でも、AT&T LabsとMIT、IBMが、同国の携帯電話の地域間通信量に基づき同種の研究を実施。

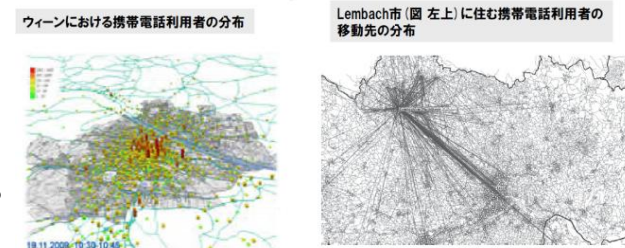


[出典]Ratti 他 (2010), Redrawing the map of Great Britain from a network of human interactions, PLoS One 5.12.

【学術研究分野】

○Urban API Project (EU)

Fraunhofer IGDや西イングランド大学(UWE)など、産学9組織が参加するEUのプロジェクト。オーストリアの携帯電話事業者A1が商用・研究用に商品として販売しているCDRを利用して、携帯電話利用者の分布や移動先を推定。



[出典](左図) http://www.urbanapi.eu/solutions/applications/city_api.html より引用
(右図) Loibl 他 (2012), Mobile phone data as source to discover spatial activity and motion patterns, G1_Forum 2012.

【産業分野】

○Verizon Wireless (米国)

2012年10月、企業向けのサービスであるPrecision Market Insightsの開始を発表。モバイルネットワークからの属性別の位置ログとアクセスログの匿名・統計データを活用して、屋外広告、スポーツ競技場、ショッピングモールの顧客の特性分析などをオンラインで提供。

○Teléfonoica (スペイン)

2012年10月、携帯電話加入者から収集したデータを解析・販売する新事業部門を設立したと発表。第一弾は企業・公共団体向けに、ある場所に訪れる人の数に影響を与える要因を計測・比較・理解するサービスで、例えば、小売業の販売戦略に活用可能。



[出典] <http://dynamicinsights.telefonica.com/what-is-smart-steps/>より引用

想定される利活用

- 我が国における運用データ等の利活用は、現時点では主として学術研究や実証実験の段階にとどまっているが、想定される利活用先としては、防災分野、観光分野やまちづくり分野などの公的分野から、学術研究分野、産業分野を含め、幅広い可能性が存在。
- 運用データ等を統計情報として利活用する場合については、例えば、以下のような例が想定されるところ。
※あくまで利活用の可能性の一例であり、また、現時点で必ずしも全てが実現できるというわけではない。

【公的分野】

○既存の統計等を補完するデータとしての利活用

- 行政が行う既存の様々な調査や統計等を空間的・時間的に補完するデータとしての活用を期待。
- 例えば、パーソントリップ調査、交通渋滞緩和策の検討に向けた交通量調査、商店街・観光地の活性化に向けた来街者調査等の自治体が行う調査や、公的統計調査が現状実施されていない短期的な人口移動調査などにおける利活用が考えられるところ。

○公的分野におけるその他の利活用

- 行政において、今後生じ得る行政課題により迅速かつ適確に対処していくためには、速報性があるデータをどのように取得し、活用するかも今後重要となると想定。携帯電話事業者の運用データ等は、あるエリアに滞在する人数を比較的短時間で把握することが可能であり、様々な活用の道が考えられるところ。
- 例えば、携帯電話事業者が保有する運用データ等から生成された各種の情報を、行政が保有する地図情報やその他の情報等と地理情報システム(GIS)上で重ね合わせ、新たな付加価値を持たせることができると期待。

【学術・産業分野】

- 我が国においては、学術研究は主に公的分野で行われているところ。
- 産学連携や産業分野だけの利活用はほとんど進んでいないのが現状であるが、運用データ等のリアルタイム性等を活用することによって幅広い応用が想定。諸外国では既に多くの取組が行われていることを考慮すると、我が国においても、制度的、技術的等の各側面において検討が加速され、利活用が進捗することを期待。

提供側（電気通信事業者側）の課題

- ① 利活用先・分野の把握
 - ・ 利活用側のニーズは何か、また、各々の運用データ等の提供可能性と適合しているかについて把握する必要。
- ② データの利活用と個人情報保護・プライバシー保護等との関係
 - ・ データの利活用に当たっては、個人情報、プライバシーや通信の秘密の保護に対する配慮が必要。
- ③ 信頼性・網羅性に関する担保責任の有無等
 - ・ 運用データ等の利活用に当たり、収集・集計した情報に大きな偏りや他の情報とのズレが生じることも想定。これに対し、提供側に一定の免責の仕組みが用意されていなければ、提供に消極的にならざるを得ないところ。
- ④ データの制約
 - ・ データの対象が携帯電話利用者に限定され、若年層や高齢者層の十分なデータ取得が困難等の制約が存在。
- ⑤ リアルタイムでの情報提供
 - ・ リアルタイムに近い形での情報提供が可能となると、利活用領域が広がることが想定。

利活用側の課題

- ① 利活用領域への適用イメージの想起
 - ・ 運用データ等を活用したサービス等について、どのような利活用が可能か利活用側でイメージが困難。
- ② 提供される情報の不足
 - ・ 運用データは、あくまで電気通信サービスを提供する際に必要な情報として収集されるものであり、利活用側が必要とする情報とは必ずしも一致しない。例えば、利用者の移動目的が把握できないという限界が存在。
- ③ 利活用のノウハウの不足
 - ・ 運用データ等の利活用は始まったばかり。利活用のためのノウハウが利活用側に十分蓄積されているとは言いがたい。自治体を見ても、全ての自治体にICT利活用の担当者が専任で存在しているわけではない状況。
- ④ 信頼性・網羅性への不安
 - ・ 運用データ等に基づく統計情報等の信頼性や網羅性について、従来の公的な統計データ等と比較して利活用側が不安を感じることも想定。
- ⑤ 受益者側の理解の必要
 - ・ 個人情報等を含む運用データ等を利活用すること等について自治体の住民その他受益者の理解を得る必要。

法的側面から見た運用データ等の取扱いの在り方

- ① 運用データ等の取扱い一般において配慮すべき事項
- 運用データ等の種類・範囲は多種多様であり、それぞれの情報に応じた適切な配慮を行う必要。
 - 特に配慮が必要な事項として、個人情報・プライバシー及び通信の秘密が存在。

【個人情報】

「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（個人情報の保護に関する法律第2条第1項）。したがって、個人識別性の有無が個人情報への該当性の要件。

【プライバシー】

一般的に規定した法律は存在しないものの、判例法理上、法的に保護されるべき人格的利益として承認されてきている。最近では、プライバシーの対象となる情報は拡大傾向にあり、例えば、氏名、住所、電話番号等の単純な個人識別情報について、プライバシーに係る情報として法的保護の対象となとした判例が存在。

【通信の秘密】

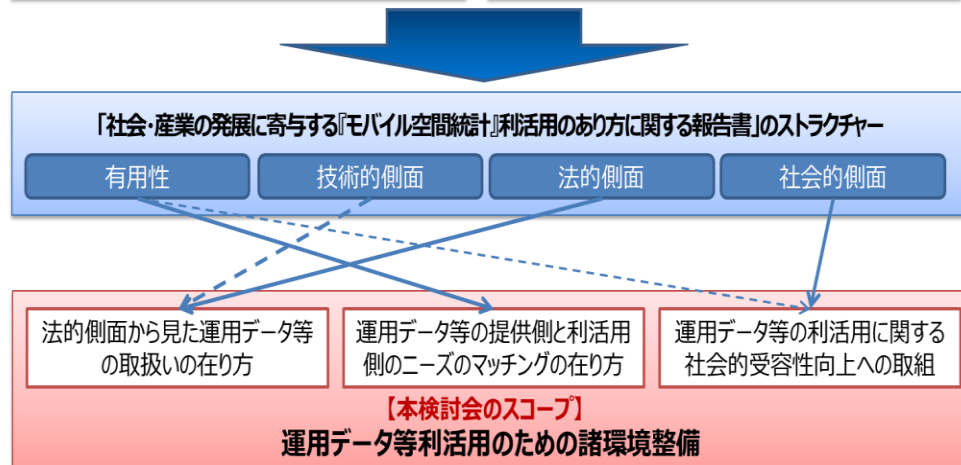
憲法上の基本的人権の一つとして保障されており、電気通信事業法では、電気通信事業者の取扱いに係る通信の秘密を保護。「通信の秘密」の範囲は、通信内容はもちろんであるが、通信の日時、場所、通信当事者の氏名、住所・居所、電話番号などの当事者の識別符号、通信回数等これらの事項を知られることによって通信の意味内容が推知されるような事項すべてを含むものであるとされている。通信の秘密に属する情報について、その収集・利用が法的に認められるのは、1. 有効な同意（個別かつ明確な同意）があること、又は、2. 違法性阻却事由（正当行為、正当防衛又は緊急避難）が認められること、のいずれかの要件を満たす場合。

【提供側の課題】

- ✓ 利活用先・分野の把握
- ✓ データの利活用と個人情報保護・プライバシー保護等との関係
- ✓ 信頼性・網羅性に関する担保責任の有無等
- ✓ データの制約
- ✓ リアルタイムでの情報提供

【利活用側の課題】

- ✓ 利活用領域への適用イメージの想起
- ✓ 提供される情報の不足
- ✓ 利活用のノウハウの不足
- ✓ 信頼性・網羅性への不安
- ✓ 受益者側の理解の必要

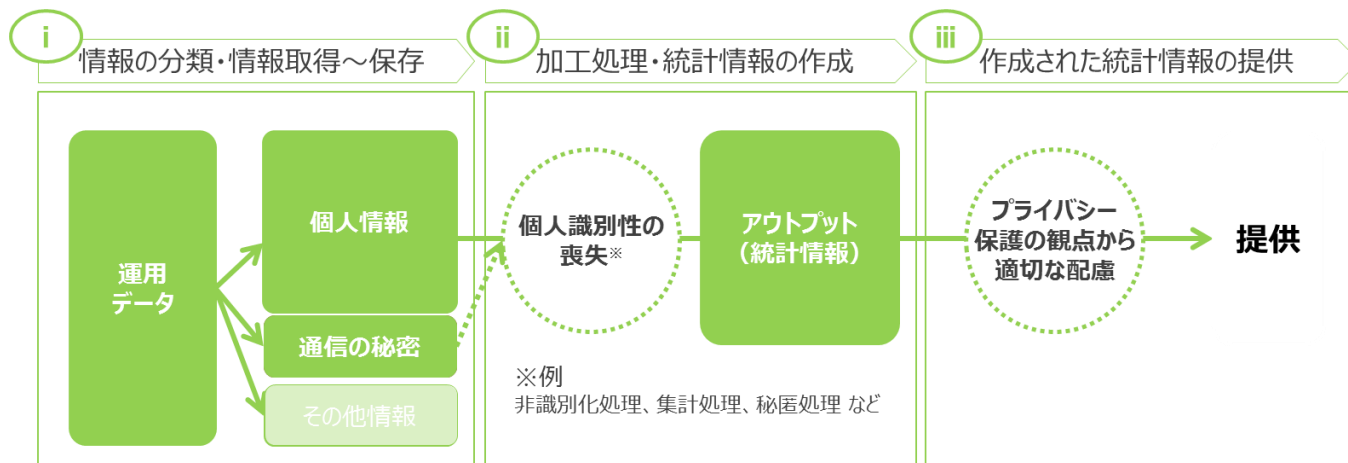


法的側面から見た運用データ等の取扱いの在り方(続き)

② 運用データ等を統計的に利活用する場合において配慮すべき事項

- (i) 運用データ等の取得～保存
運用データ等の利活用の前提として、当該データを適法に取得している必要。

また、単独では個人識別性を有しない情報でも、相当程度長期間にわたり時系列的に蓄積された場合等には、個人が推定可能となる可能性等もあるため、不必要な保存期間の延長等行わず、適切に取扱う必要。



- (ii) 運用データ等の加工処理・統計情報の作成
個人情報に該当する運用データ等は、個人識別性を喪失させることにより、「個人情報の保護に関する法律」や「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の適用を受けない情報として利活用することが可能。
具体的には、例えば、他の情報とのリンケージによって個人が識別されてしまわないようにすること、再識別化を不可能又は十分に困難にすること、統計情報の作成において集計値が少数となってしまった場合の対策やルールを明確にしておくこと等に留意する必要。
- (iii) 作成された統計情報の提供
適切に個人識別性を喪失させた統計情報が作成されていれば、上記(ii)で述べた法律やガイドラインの適用を受けない情報として提供を行うことが可能。
ただし、個人識別性がなければプライバシー侵害がないとは必ずしも言い切れない場合もあることから、必要に応じ、プライバシー保護の観点からも適切に配慮する必要。
- 我が国の先行事例であるNTTドコモのモバイル空間統計では、各段階で配慮すべき事項に対し、適切な措置を実施。

法的側面から見た運用データ等の取扱いの在り方(続き)

- ③ その他配慮が望まれる事項
- ①及び②で述べた事項に配慮することにより、運用データ等の取扱いに係る法的要請には応えることとなると考えられるが、実際に運用データ等の利活用が社会的に受容され、最大限活用されていくようにするためには、①及び②で述べた事項への配慮に加え、社会的な認知・理解を高めるための更なる取組が必要。
 - NTTドコモのモバイル空間統計においては、総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会 第二次提言」において示された6つの「配慮原則」に則った取組を実施。
- ④ 諸外国における規制・制度の現状
- 米国：個人情報やプライバシーに関する分野横断的な法律は存在せず、分野毎の個別法と自主規制が基本。FTC(連邦取引委員会)が大きな役割を果たしており、自主規制の遵守についての監督、排除措置、課徴金の賦課等の執行措置等を実施。また、政策提言等も活発に行っており、2012年3月には、消費者のデータを収集・利用する商業主体の行動枠組に関する報告書を発表。
電気通信分野では、通信法上、顧客情報のプライバシー(第222条)や通信の無権限な公表(第705条)について規定。令状なき傍受は第705条で禁止されている一方、集計顧客情報については、第222条の規定の範囲内で利活用が許容。
 - 欧州：データ保護指令前文第26条において、匿名化されたデータの取扱いについて言及。
電気通信分野では、電子通信プライバシー指令において、通信の秘密(第5条)、トラフィックデータ(第6条)、ロケーションデータ(第9条)の取扱いについて規定。ロケーションデータについては、付加価値サービスの提供について利用者の同意を得た場合のほか、当該データが匿名化された場合にも処理が可能。
- ⑤ 我が国における規制・制度の在り方
- 我が国における運用データ等の利活用に当たっては法的側面等から様々な配慮が必要となるが、その要件は、利活用される運用データ等の種類や利活用方法等によって異なり、個別具体的な条件を提示することは現段階で困難。
 - 今後、運用データ等の適正な利活用を進めていくためには、利活用が社会的に受容されるような運用データ等の範囲や取扱い方等について、これらの情報の潜在的な有用性にも着眼した上で、積極的に幅広い視点から十分な検討が行われることが望まれるところ。

運用データ等の提供側と利活用側のニーズのマッチングの在り方

- 運用データ等の利活用に当たっては、その有用性が指摘されているにもかかわらず、提供側が提供する情報と利活用側で求める情報との不整合、相互の理解不足といった課題が存在。
- これらの課題に対しては、例えば、以下のようなことが考えられるところ。
 - ① 利活用イメージの提示
 - 提供側が、利活用可能なデータやその分析結果についてカタログのように整理し、利活用イメージを分かり易く提示するなど、利活用側者にとって分かり易いよう情報を整理し公表することが望まれるところ。
 - 一方、提供側で利活用を心配しないで、問題ないものについてはとりあえず提供した方が新事業の創出につながるのではないかという考え方も存在。
 - ② 仲介者の活用
 - 提供側と利活用側との間に、双方の事情に精通している、責任ある仲介者としての役割を果たす要素を取り込むことも考えられる。なお、その際には、仲介者の信頼性の確保について留意する必要。
 - ③ 政策支援の可能性
 - 運用データ等を活用したサービスを公的分野に導入した際の機能や効用を実証することで、当該サービスに係る地方自治体等の認知や理解の向上を図ることも考えられる。また、それら実証等による活用事例をノウハウと合わせて公表することで成果の見える化を進め、普及を進めることも考えられるところ。

運用データ等の利活用に関する社会的受容性向上への取組

- 認知の向上に向けた取組が必要であり、運用データ等の利活用事例が広く知られるようになることで、利活用が進んでいくことを期待。
- 公的分野での利活用を進め、社会全体の利益に還元されるという実績を積み上げていくことで、運用データ等の利活用に係る幅広い理解を得ていくことが可能と考えられるところ。
- 公的分野を中心とした実績の積み重ねや認知の向上等の取組が継続的に実施されていくことにより、商圈把握等の産業分野における利活用をはじめ、社会全体の幅広い分野での利活用の可能性も期待。

各種データを横断的に利活用できる環境の整備

- 世界的に見て、多種多様なデータの利活用について、近年積極的な取組が進展。
- 例えば、国や地方公共団体等公的分野においても「オープンガバメント」、「オープンデータ」、「ビッグデータ」、「地理情報システム(GIS)」などのキーワードの下、取組が進められつつあるところ。携帯電話事業者の有する運用データ等は、行政が保有する情報とはその性格も異なり、同列に論ずることはできないが、このような動向も踏まえ、取組を進める必要。
- 「ビッグデータ」の分野を活性化していくためには、データが存在しているところに利活用側がアクセスでき、柔軟に利活用できる環境が整備されることが求められるところ。
- 各種データの取扱いについては、長期的な課題として、データをどういう匿名化のレベルで提供するかということも、論点の一つと考えられるところ。

技術進歩の可能性等に対する配慮の必要

- 運用データ等の利活用については、我が国のみならず、世界的に見ても開始されたばかりであり、今後、技術革新やサービスの競争等を通じて急激に発展することも想定。
- 事前には想定していなかった利活用シーンが創出されるという前提に立ち、試行錯誤を重ねながら、運用データ等の利活用の諸環境を整えておくことが求められるところ。同時に、運用の在り方を考える際に、各事業者にとって過度に負担となり、技術進歩やサービスの発展を妨げるようなことは避ける必要。
- 一方で、運用データ等の活用において、各事業者に共通した新たな論点や課題が発生することは十分に想定されることであり、このような際に的確に対応できるようにしておくことも重要。

今後の検討課題

今後、運用データ等の利活用の可能性を広げる観点から、以下のような課題についても、必要に応じて検討を深めていくことが考えられるところ。

① CDRの利活用

- CDRは、通信の秘密等に配慮して慎重に取扱うことが必要であるが、諸外国における活用の動向にも配意しつつ、その利活用について、技術進化に伴う通信設備の変化、プライバシー保護技術の進歩等にも配意しつつ的確に対応していくことも重要。
- 例えば、通信の秘密に属する情報から個々の通信との関連性を除去する行為の可能性、非識別化を行うことへの考え方や、サービス内容に応じた利用者の同意の取得方法等について、今後課題を明らかにするとともに検討を深めることも考えられるところ。

② Wi-Fi位置情報の利活用

- 近年、無線LANを位置情報の取得手段として活用することで、GPSでは把握が困難な閉鎖空間内における位置情報として活用する取組等が進展。
- Wi-Fi位置情報の取扱いは、携帯電話基地局に係る位置登録情報の例などにおいてこれまで整理されてきた考え方が適用されるものも多いと考えられるが、無線LANによる位置情報取得の特性も踏まえ、検討を行うことも考えられるところ。

③ 単独では個人識別性を有しない運用データ等の利活用

- 運用データ等は、それ単独では個人識別性を有しない情報であっても、相当程度長期間にわたり時系列的に蓄積された場合等には、個人が推定可能となる可能性やプライバシー侵害が成立する可能性も存在。
- 他方、このようなデータを活用することで、例えば、地点間を移動する人数を把握することが可能になるなど、社会的に有益な利活用の範囲が広がることが想定。
- これらに鑑み、それ単独では個人を識別することができない運用データ等について、例えば、当該データへのアクセスを厳格にし、他の情報との照合を禁止した上で保存・蓄積する等の運用管理を行うことで、個人識別性を排除し、上記のような統計的利活用を可能にすることも考えられるところ。
- この点について、今後、具体的な事例や他の検討状況も踏まえつつ、対応していくことが求められるところ。

今後の検討課題（続き）

- ④ 加工処理段階における運用データ等の第三者提供
 - 今後、運用データ等の利活用を進めるに当たり、提供側と利活用側との間のニーズのマッチングについて仲介者の活用が考えられるが、そのような場合、加工処理段階における運用データ等の仲介者（第三者）への提供についてどのように考えるか、という論点が存在。
 - 例えば、電気通信事業者から仲介者、研究機関、ベンチャー企業等の第三者に対して運用データ等の加工処理を委託する場合に、適確な管理を求める「一定の条件」を設定する、といったことも考えられるところ。
 - この点について、今後、具体的な事例も踏まえつつ、検討を深めていくことが考えられるところ。

まとめ

- 携帯電話事業者においては、本報告書を参考にして、運用データ等の利活用が幅広く社会に受け入れられるように、利活用側及び関係機関と密接に連携を取りながら、持続的に諸環境整備に努めていくことに加えて、NTTドコモのモバイル空間統計のように自主的なガイドライン等を策定し、公表していくことが求められるところ。
- 我が国の運用データ等の利活用に当たっては、ICT分野における制度について、産業促進という視点でどのように位置づけていくのかという観点からの議論も今後重要。かつて、英国では、自動車産業黎明期に公道における自動車の運用について規制する法律を制定した結果、自動車産業の発展が他国に比べて遅れたという経緯も存在。
- また、我が国のビッグデータ関連市場が海外事業者に席卷されてしまうことのないよう、海外事業者と国内事業者のイコールフットィング等、競争環境の整備という観点も必要。
- 本検討会での検討結果を活かし、今後の運用データ等の更なる利活用が促進され、社会・産業の発展につながるように、国内外の動向を踏まえた諸環境整備について、継続して検討がなされていくことが望まれるところ。